

奈良県特定個人情報の保護に関する管理規程

第1 総則

(趣旨)

1 この規程は、奈良県特定個人情報等の安全管理に関する基本方針（平成27年10月5日付け行経第89号総務部長通知）に基づき、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

なお、本規程に定めるもののほか、電磁的記録により取り扱う場合にあっては、別に定める奈良県情報セキュリティ基本方針、奈良県情報セキュリティ対策基準、奈良県情報セキュリティ実施手順の定めその他これらに付帯する規定及び通知によるものとする。

また、個人情報の取り扱いについては、個人情報の適切な管理のための措置に関する要綱（令和5年3月31日付け法文第527号総務部長通知）によるものとする。

(定義)

2 この規程における用語の意義は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条の定めるところによる。

(適用範囲)

3 この規程は、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会及び内水面漁場管理委員会（以下「指定実施機関」という。）において適用する。

第2 管理体制

(特定個人情報保護総括責任者)

1 県は、指定実施機関における特定個人情報等の取扱いを適正に管理するため、特定個人情報保護総括責任者を一人置くこととし、総務部長をもって充てる。また、デジタル管理室長は、特定個人情報保護総括責任者の事務を補佐する。

(特定個人情報保護責任者)

2 指定実施機関は、特定個人情報等を取り扱う各課室及び出先機関又は各事務局（以下「課室等」という。）に特定個人情報保護責任者を一人置くこととし、当該課室等の長をもって充てる。特定個人情報保護責任者は、課室等における特定個人情報等を適切に管理する任に当たる。特定個人情報等を情報システムで取り扱う場合、特定個人情報保護責任者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

(特定個人情報保護主任)

3 指定実施機関は、特定個人情報等を取り扱う課室等に、特定個人情報保護責任者を補佐し、課室等における特定個人情報等の管理に関する事務を担う特定個人情報保護主任を一人置く。

4 各課室にあっては課長補佐又は室長補佐のうち総務又は庶務を担当する者をもって、出先機関又は各事務局にあっては当該特定個人情報保護責任者が指名する者をもって、

特定個人情報保護主任に充てる。

(特定個人情報取扱担当者)

- 5 特定個人情報保護責任者は、課室等で特定個人情報等を取り扱う職員（以下「特定個人情報取扱担当者」という。）を指名し、その利用目的を達成するために必要最小限の範囲において特定個人情報等を取り扱わせなければならない。

(監査責任者)

- 6 県は、指定実施機関における特定個人情報等の取扱い状況を監査するため、監査責任者を一人置くこととし、必要な事項は別に定めるものとする。

(組織体制)

- 7 特定個人情報保護責任者は、次に掲げる組織体制を整備し、当該組織体制に変更が生じた場合にあっては、速やかに特定個人情報保護総括責任者に変更の報告を行うものとする。

- (1) 特定個人情報取扱担当者がこの規程、取扱要領等に違反している事実又は兆候を把握した場合の特定個人情報保護責任者への報告体制
- (2) 特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損等（以下「漏えい等」という。）事案の発生又は兆候を把握した場合の職員から特定個人情報保護責任者等への報告連絡体制
- (3) 特定個人情報等を複数の課室等で取り扱う場合の課室等の任務分担及び責任の明確化
- (4) 特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

(特定個人情報連絡調整会議)

- 8 特定個人情報保護総括責任者は、特定個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため、特定個人情報保護責任者を構成員とする特定個人情報連絡調整会議を定期に又は隨時に開催する。

(特定個人情報連絡調整会議の事務局)

- 9 特定個人情報連絡調整会議の円滑な実施に資するため、特定個人情報連絡調整会議の事務局をデジタル管理室内に設置し、デジタル管理室長が連絡調整等の事務を統括する。

第3 教育研修

- 1 特定個人情報保護総括責任者は、特定個人情報取扱担当者（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、特定個人情報等の取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。
- 2 特定個人情報保護総括責任者は、特定個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、特定個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。
- 3 特定個人情報保護総括責任者は、特定個人情報保護責任者、特定個人情報保護主任、及び特定個人情報取扱担当者に対し、課室等の現場における特定個人情報等の適切な管理

のための教育研修を実施する。

- 4 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報取扱担当者に対し、特定個人情報等の適切な管理のために必要な教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第4 職員の責務

- 1 特定個人情報保護総括責任者及び特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等が取扱規程等に基づき適正に取り扱われるよう、特定個人情報取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行う。

- 2 特定個人情報取扱担当者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び番号利用法の趣旨に則り、関連する法令及び条例、規程等の定めに従い、特定個人情報等を取り扱わなければならない。

第5 特定個人情報等の取扱い

(アクセス制限)

- 1 特定個人情報保護責任者は、課室等で保有する特定個人情報等にアクセスする権限を管理し、その利用目的を達成するために必要最小限の範囲で特定個人情報取扱担当者に対しアクセス権限を付与する。

- 2 アクセス権限を有しない職員は、特定個人情報等にアクセスしてはならない。

- 3 特定個人情報取扱担当者は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で特定個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

- 4 特定個人情報取扱担当者は、業務上の目的で特定個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、特定個人情報保護責任者の指示に従い行う

- (1) 特定個人情報等の複製
- (2) 特定個人情報等の送信
- (3) 特定個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他特定個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

- 5 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報取扱担当者が、4に規定する行為を行う場合、取扱規程等の手続に基づき、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講ずるよう指示を行う。

(誤りの訂正等)

- 6 特定個人情報取扱担当者は、特定個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、特定個人情報保護責任者の指示に従い、即時に訂正等を行うとともに、番号利用法第22条の規定により当該特定個人情報等の提供を行っている場合は、速やかに情報照会者に訂正等の通知を行う。

(媒体の管理等)

- 7 特定個人情報取扱担当者は、特定個人情報保護責任者の指示に従い、特定個人情報等が

記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認められるときは、耐火金庫等への保管、施錠等を行う。また、当該媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、ICカード、生態情報等をいう。）を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

（廃棄等）

- 8 特定個人情報取扱担当者は、特定個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、特定個人情報保護責任者の指示に従い、当該特定個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該特定個人情報等の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

特に、特定個人情報等の消去や特定個人情報等が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認する。

（取扱状況の記録）

- 9 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、特定個人情報等の利用、保管等の取扱状況について記録する。

（利用の制限）

- 1 0 特定個人情報保護責任者は、個人番号の利用に当たり、番号利用法第9条各号に定められた事務に利用を限定し、取り扱う特定個人情報等の範囲を明確にしておかなければならぬ

（提供の求めの制限）

- 1 1 いかなる職員も個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するに当たり、番号利用法第15条で定める場合を除き、特定個人情報等の提供を求めてはならない。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

- 1 2 いかなる職員も個人番号利用事務等を処理するに当たり、番号利用法第29条で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

（特定個人情報等の収集・保管の制限）

- 1 3 いかなる職員も個人番号利用事務等を処理するに当たり、番号利用法第20条で定める場合を除き、特定個人情報等を収集し、又は保管してはならない。

（取扱区域）

- 1 4 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

第6 情報システムにおける安全の確保等

（アクセス制御）

1 特定個人情報保護責任者は、デジタル管理室長と連携し、情報システム内で保有する特定個人情報ファイルに対し、パスワード等により権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

(アクセス状況の記録等)

2 特定個人情報保護責任者は、デジタル管理室長と連携し、特定個人情報等へのアクセス状況を記録し、当該記録を一定の期間保存し、定期に又は随時に分析するために必要な措置を講ずる。

3 特定個人情報保護責任者及び管理室長は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずる。

(アクセス状況の監視)

4 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、定期に及び必要に応じて随時にログ等の解析を行い必要な措置を講ずる。

(管理者権限の設定)

5 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等を取り扱う情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取その他不正な方法により取得された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

(外部からの不正アクセスの防止)

6 特定個人情報保護責任者は、デジタル管理室長と連携し、特定個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御、インターネットからの独立等の必要な措置を講ずる。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

7 特定個人情報保護責任者は、デジタル管理室長と連携し、不正プログラムによる特定個人情報等の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずる。

(情報システムにおける保有個人情報の処理)

8 特定個人情報取扱担当者は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。特定個人情報保護責任者は、隨時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

(暗号化のための措置)

9 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、暗号化又はパスワード保護等必要な措置を講ずる。暗号化又はパスワードによる秘匿に当たっては、容易に解読できないよう暗号鍵又はパスワードに用いる文字の種類や桁数等の要素を考慮する。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

- 1 0 特定個人情報保護責任者は、デジタル管理室長と連携し、特定個人情報等の漏えい等の防止のため、スマートフォン、U S Bメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。

(端末の限定)

- 1 1 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。

(端末の盗難防止等)

- 1 2 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等の処理を行う端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。

- 1 3 特定個人情報取扱担当者は、特定個人情報等の処理を行う端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

(第三者の閲覧防止)

- 1 4 特定個人情報取扱担当者は、特定個人情報等の処理を行う端末の使用に当たっては、特定個人情報等が第三者に閲覧されることがないよう、使用状況に応じて特定個人情報等に係る情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

(入力情報の照合等)

- 1 5 特定個人情報取扱担当者は、特定個人情報等に係る情報システムで取り扱う特定個人情報等の正確性を確保するため、必要に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該特定個人情報等の内容の確認、既存の特定個人情報等との照合等を行う。

(バックアップの作成等)

- 1 6 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

(情報システム設計書等の管理)

- 1 7 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

第7 情報システム室等の安全管理

(情報システム室の入退管理)

- 1 デジタル管理室長は、特定個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する区域（以下「情報システム室」という。）の管理を行うため必要な措置を講ずる。この場合において、情報システム室の入退出管理等に係る規程については、デジタル管理室長が別に定める。

(情報システム室等の管理)

- 2 デジタル管理室長は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずる。

- 3 デジタル管理室長は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

第8 特定個人情報等の提供及び業務の委託等

(特定個人情報等の提供)

- 1 特定個人情報保護責任者及び特定個人情報取扱担当者は、番号利用法第19条各号に該当する場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

(業務の委託等)

- 2 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等の取扱いに係る業務の全部又は一部を委託する場合には、特定個人情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することができないよう、必要な措置を講ずるとともに、委託先と締結する契約書に次に掲げる事項を明記し、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、特定個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

- (1) 秘密保持義務
- (2) 事業所内からの特定個人情報等の持出しの禁止
- (3) 特定個人情報等の目的外利用の禁止
- (4) 再委託を行う場合において付与する条件の内容
- (5) 漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任
- (6) 委託契約終了後の特定個人情報等の返却又は廃棄
- (7) 特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化
- (8) 従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定
- (9) 地方公共団体において必要があると認めるときは委託先に対して実地の調査を行うことができる規定

- 3 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等の取扱いに係る業務の全部又は一部を委託する場合には、委託先において番号利用法に基づき指定実施機関が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するものとする。

- 4 2の規定により締結する契約書に別添「個人情報取扱特記事項」を遵守する旨を記載するものとする。ただし、契約書中に別添「個人情報取扱特記事項」に掲げる内容を記載することは妨げない。なお、契約書によらないで契約するときは、別添特記事項を契約事項として交付するものとする。

(委託先に対する定期的検査等)

- 5 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等の取扱いに係る業務の全部又は一部を委託する場合には、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認する。

(委託先に対する監督)

- 6 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等の取扱いに係る業務の全部又は一部の委託をする際には、その委託先において、指定実施機関が果たすべき安全管理措置と同等の

措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(再委託等の場合の措置)

- 7 委託先において特定個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、特定個人情報保護責任者は、委託先に3に規定する指定実施機関が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じさせるとともに、委託先を通じて又は委託元自らが6に規定する措置を実施する。当該業務について、再々委託（再々委託以降の全ての段階における委託を含む。以下「再々委託等」という。）される場合も同様とする。
- 8 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等の取扱いに係る業務の全部又は一部の委託を受けた者が再委託又は再々委託等をする際には、委託をする業務において取り扱う特定個人情報等の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託又は再々委託等の許諾を判断する。

(派遣労働者に係る契約書の記載事項)

- 9 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務その他の特定個人情報等の取扱いに関する事項を明記する。

第9 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

- 1 特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び特定個人情報取扱担当者がこの規程、取扱要領等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員は、直ちに当該特定個人情報等を管理する特定個人情報保護責任者に報告しなければならない。
- 2 特定個人情報保護責任者は、漏えい等の被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる場合は、当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止の措置を直ちに講じなければならない。
- 3 特定個人情報保護責任者は、漏えい等の事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、特定個人情報保護総括責任者及び個人情報保護委員会に報告する。ただし、次に掲げる特に重大と認める事態が発生した場合には、直ちに特定個人情報保護総括責任者及び個人情報保護委員会に当該事案の内容等について報告する。
 - (1) 次に掲げる特定個人情報等が漏えい等（不正アクセス又は不正プログラムによるものを含む。）した事態
 - イ 情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報等
 - ロ 指定実施機関が個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報等
 - ハ 指定実施機関が個人番号関係事務を処理するために使用する情報システム並びに指定実施機関から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が当該個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報等

- (2) 次に掲げる特定個人情報等に係る本人の数が100人を超える事態
 - イ 漏えい等した特定個人情報等
 - ロ 番号利用法第9条の規定に反して利用された特定個人情報等
 - ハ 番号利用法第19条の規定に反して提供された特定個人情報等
 - (3) 指定実施機関の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報等を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ、その特定個人情報等が閲覧された事態
 - (4) 不正の目的をもって、指定実施機関の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報等を利用し、又は提供した者がいる事態
- 4 特定個人情報保護責任者は、漏えい等の事案の発生した原因を分析し、再発防止のため必要な措置を検討し、特定個人情報保護総括責任者及び個人情報保護委員会に報告する。
- 5 特定個人情報保護総括責任者は、特定個人情報保護責任者から3に規定する報告を受けた場合は、その内容を確認し、7に規定する公表、再発防止策を実施するため必要な措置を指示する。
- (違反者に対する厳正な対処)
- 6 特定個人情報保護総括責任者は、法令又は内部規程等に違反した職員に対し、法令又は内部規程等に基づき厳正に対処する。
- (公表等)
- 7 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報保護総括責任者の指示に従い、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずる。

第10 監査及び点検の実施

(監査)

- 1 監査責任者は、指定実施機関において保有する特定個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ隨時に監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を特定個人情報保護総括責任者に報告する。

(点検)

- 2 特定個人情報保護責任者は、自ら管理責任を有する特定個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ隨時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を特定個人情報保護総括責任者に報告する。

(評価及び見直し)

- 3 特定個人情報等の適切な管理のための措置については、特定個人情報保護総括責任者、特定個人情報保護責任者及び特定個人情報取扱担当者は、1に規定する監査又は2に規定する点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から特定個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、この規程、取扱要領等の見直し等の措置を講じなければならない。

附 則

この管理規程は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この管理規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この管理規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この管理規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この管理規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この管理規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この管理規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。